別表三の二付表三　記載要領

1　この表は、法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合（同条第４項各号に掲げる金額のうち同項第２号に掲げる金額が最も多い金額である場合を除く。）に各連結法人ごとに記載し、その連結法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　別表八（三）「13」の金額のうちに法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の５第４項（現物分配による資産の譲渡）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額の合計額を「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（別表八（三）「13」の合計額のうち帰せられる金額）㉑」の欄の上段に内書として記載すること。

別表四の表中「関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「24」又は「29」）」を「関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「24」若しくは「29」又は別表十七（二の五）「27」若しくは「32」）」に、「特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損算入額（別表十（七）「13」、別表十（八）「11」又は別表十（九）「16」若しくは「33」）」を「特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十（八）「13」、別表十（九）「11」又は別表十（十）「16」若しくは「33」）」に、「関西国際空港用地整備準備金積等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」、別表

立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）	45	△	△			関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10
する事業年度に係る事業税の損金算入額	46	△	△			特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動とし額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入（別表十（六）「14」－
又は欠損金額	47			外※		残余財産の確定の日の属する事業年度
						所得金額又は

を

残余財産の確定の日の属

所得金額